

# 要 望 書

東海四県連合町村会

## 1 地震・津波等の防災対策の推進について

地方自治体においては、東日本大震災を教訓として、現在、各種の防災・減災対策に取り組んでいるところであるが、平成24年3月以降、国から順次公表された南海トラフの巨大地震に係る震度分布や津波高の推計及びそれに伴う被害想定では、最大クラスの地震・津波により、死者は最大32万3千人、約220兆円の経済被害をもたらすとされており、東海地方においても甚大な被害が想定されている。

このような中、建物の耐震化や津波避難ビル等の防災・減災対策を講ずることによる被害軽減も推計されており、地方自治体においては可能な限り被害を最小限に抑止するための防災・減災対策をより一層進めていく必要がある。

また一方では、局地的なゲリラ豪雨等が増加しており、河川の氾濫、土砂崩れなどにより、尊い人命が失われる災害も発生している。さらには、御嶽山の噴火による火山被害も発生しており、これら災害に対する備えも喫緊の課題となっている。

よって、国においては、国民の生命と財産を守る使命を自覚し、更なる即効性のある防災・減災対策の実施に向けて、既存の法制等にとらわれることなく、下記事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 地域における防災・減災対策が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業に係る新たな財政支援制度に向けて確実に財源を確保すること。
- 2 南海トラフで想定される巨大地震による震度分布及び津波高の推計に対応した大規模かつ広域的な災害に対応するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の円滑かつ効果的な運用が図られるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を図ること。
- 3 東海地震の地震防災対策強化地域における地震防災対策を引き続き推進するため、平成26年度末で期限切れを迎える「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について、その延長を図ること。
- 4 学校等教育施設、道路、街路、橋梁、河川、海岸、港湾、上下水道などの公共構造物並びに防災拠点となる施設、県民が利用する公的施設などの耐震化、防災機能の高度化を推進するための財政措置の強化を図るととも

に、地域の実情を考慮した弾力的な運用を行うこと。

- 5 津波浸水域にあたる地域の教育施設、福祉施設、役場庁舎等公共施設の高台移転を推進するための財政措置の強化を図るとともに、地域の実情を考慮した弾力的な運用を行うこと。
- 6 広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国と自治体、防災関係機関が総合調整、人員の受け入れ、物資等の集積を行う「基幹的広域防災拠点」を東海地域に早急に整備すること。
- 7 台風の大型化や局地的集中豪雨等に対応できる健全な河川の流れを確保するため、早急に搬入先を確保し、河川の掘削、堆積土砂の撤去を推進すること。
- 8 御嶽山の噴火を踏まえ、観測予知及び情報発信等の火山防災体制について充実強化を図ること。
- 9 富士山の噴火に伴い、広域の被災が想定されていることから、噴火活動観測時において、国等関係機関が連携した広域避難体制を整備する等の火山防災対策を構築すること。
- 10 住民の安全・安心を確保するため、防災行政無線や消防・救急無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用について、財政措置を拡充すること。

## 2 原子力発電施設の安全体制の確立について

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故から3年余が経過したが、同事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力発電施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、福島第一原発の事故原因を特定し、その知見を生かした徹底した安全対策の下、慎重に判断すべきである。

よって、国においては、下記事項を早急に実現するよう強く要望する。

### 記

#### 1 原子力災害対策指針の早期拡充

- (1) 継続検討事項とされているP P A (甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)の具体的な範囲及び当該地域における防護措置、P A Z (予防的防護措置準備区域：概ね5 km)の外の地域における安定ヨウ素剤投与の判断基準及び屋内待避等の防護措置との併用のあり方、避難等の防護措置の実施にあたって必要となる緊急時モニタリングの具体的な実施方法等について、その内容を早急に示すこと。
- (2) S P E E D I の予測精度を向上させるなど、より実効性のある放射性物質の拡散予測体制を構築すること。
- (3) 自治体が講ずるU P Z (緊急時防護措置準備区域)外の地域に対する原子力防災対策について所要の財源措置を講じること。

#### 2 原子力施設の安全確保

福島第一原発事故の徹底的な検証とこれを踏まえた新規制基準の継続的な検証を行うとともに、原子力施設の安全審査にあたっては、新規制基準を厳格に適用した審査を行い、その結果を国民全体にわかりやすく説明すること。

### 3 東海地方における高規格幹線道路網等の整備促進について

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤であり、同時に、地震や台風などの大規模災害時においては、緊急交通路、既存道路の代替路、緊急物資の輸送路としても大きな役割を果たすものである。

とりわけ東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴う慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

新東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、東海地方において発生が危惧されている南海トラフの巨大地震の発災時や各種産業の活性化及び観光振興などに対しても極めて重要な役割を果たすものである。

高規格幹線道路を中心とした幹線道路ネットワークは、地域の競争力を向上させるとともに、災害・救急医療時の搬送力を発揮する基礎インフラとしての重要度が増していることから、未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 国の根幹的施設である新東名・新名神高速道路の早期全面完成に向け、着実に事業を推進すること。
- 2 東海環状自動車道の早期全面完成に向け、西回り区間（関広見 I C～四日市北 J C T 間）において着実に事業を推進すること。
- 3 一般国道 4 2 号線熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、同熊野道路及び新宮紀宝道路の早期完成並びに熊野 I C 以南のミッシングリンクの解消を早期に図ること。
- 4 伊豆縦貫自動車道の早期完成に向け、着実に事業を推進すること。
- 5 東海北陸自動車道（白鳥 I C～飛騨清見 I C 間）の 4 車線化に向け、着実に事業を推進すること。
- 6 名古屋環状 2 号線の早期全面完成に向け、西南部・南部（名古屋西 J C T～飛島 J C T 間）区間の整備を加速すること。
- 7 西知多道路を直轄国道に編入し、早期事業化を図ること。